

ナショナルスノーボードデモンスト레이ター選出基準及び要領

1. この基準は、教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルスノーボードデモンスト레이ターの選考に関し必要な事項を定める。
2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。
3. ナショナルスノーボードデモンスト레이ターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得る者とする。
4. 選考については、公認スノーボード指導員資格及び公認スノーボードA級検定員資格又は公認スノーボードB級検定員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者の中で、当該年度の全日本スノーボード技術選手権大会及びスノーボードデモンスト레이ター選考会の成績により、男女合わせて4名以内とする。
5. 公認スノーボードB級検定員で、ナショナルスノーボードデモンスト레이ターに認定されたものは、任期中に必ず公認スノーボードA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキースノーボードA級検定員が取得できなかつた場合は、原則、次期選考会に参加することはできない。
6. 任期は、次期選考会までの2年間とする。
7. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成15年11月7日 制定

平成23年9月20日 改正

平成26年4月15日 改正

平成29年7月15日 改正

令和元年9月27日 改正

令和2年11月6日 改正

令和7年12月8日 改正